

# 資料編

- 1 これまでの総合計画
- 2 第9次・第10次秋田市総合計画の総括
- 3 策定経過
- 4 策定体制

# 1 これまでの総合計画

市政推進の基本となる総合計画については、昭和36年の第1次計画（「秋田市の現状と将来の展望」）策定以来、おおむね5年ごとに第10次までの見直しを行い、時代の変化にあわせて本市がめざすべき方向を定めてきました。

区分	策定年	構想目標年次（期間）	基本計画年次（前期／後期）
第1次	昭和36年	昭和41年（5年）	昭36年～昭40年／昭41年～昭45年
第2次	昭和41年	昭和50年（10年）	昭41年～昭45年／昭46年～昭50年
第3次	昭和46年	昭和60年（15年）	昭46年～昭50年／昭51年～昭55年
第4次	昭和51年	昭和60年（10年）	昭51年～昭55年／昭56年～昭60年
第5次	昭和57年	平成2年（8年）	昭56年～昭60年／昭61年～平2年
第6次	昭和61年	平成12年（15年）	昭61年～平2年／平3年～平7年
第7次	平成3年	平成12年（10年）	平3年～平7年／平8年～平12年
第8次	平成8年	平成17年（10年）	平8年～平12年／平13年～平17年
第9次	平成13年	平成22年（10年）	平13年～平17年／平18年～平22年
第10次	平成15年	平成22年（8年）	平15年～平17年／平18年～平22年

## 2 第9次・第10次秋田市総合計画の総括

平成13年3月、22年度までを計画期間とする第9次秋田市総合計画を策定しました。その後、規制緩和の進展や経済成長の低迷といった情勢の変化のなか、施策・事業の見直しや重点化を行う必要が生じたため、平成15年3月、前計画である第10次秋田市総合計画を策定したものです。

第9次・第10次総合計画では、ともに「環境・都市基盤」「産業経済」「福祉・保健・防災」「教育・文化」「市民参加のまちづくり」の分野ごとに施策の大綱を位置づけており、本総合計画の策定にあたり、17年度までの成果を5つの分野ごとに市民評価の観点から総括しました。

具体的には、17年度に実施した「秋田市しあわせづくり市民意識調査」における「秋田市の分野別評価」と、11年度に実施した「地区政策調査」における「秋田市の居住環境に関する評価」について、結果を比較したものです。

## 1 各施策分野別の評価

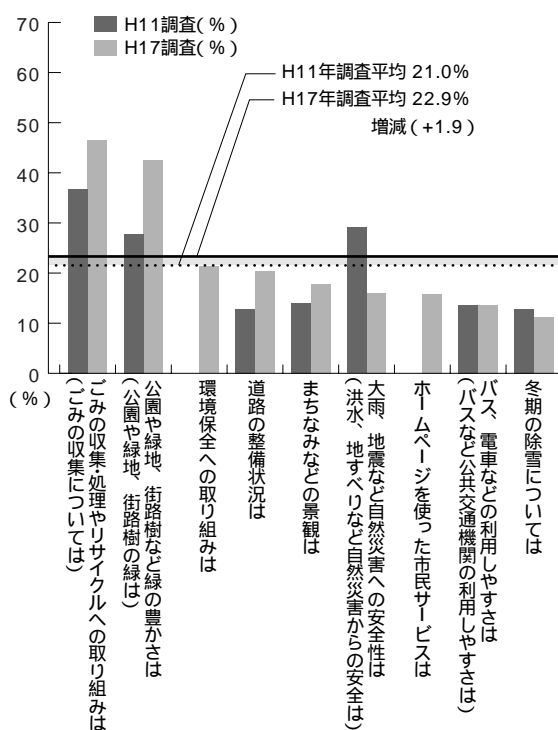
### (1) 施策分野ごとの評価

11年度、17年度の調査結果について、各調査項目の「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計と、「悪い」「どちらかといえば悪い」の割合の合計を5つの分野に整理したうえ、各項目の平均値を算出し、結果を比較しました。カッコ内は11年度調査における項目名です。

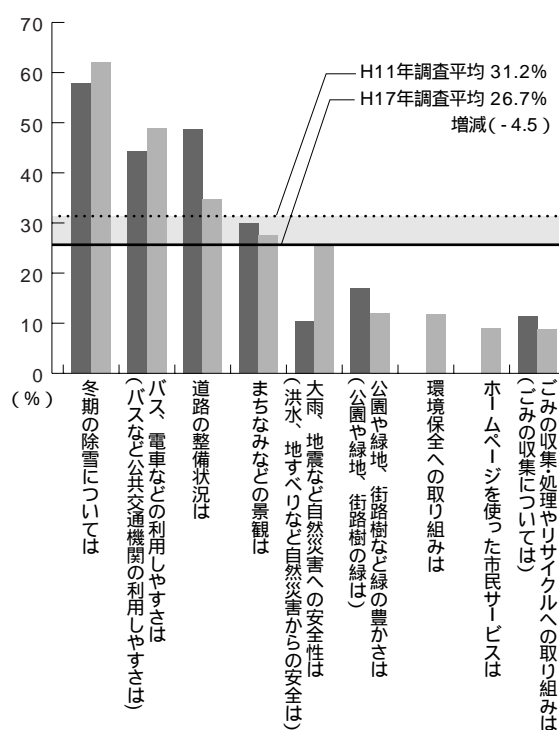
#### ア 環境・都市基盤の分野について

5つの分野の中でのよい評価の順位は2位で、ポイント変化は+1.9。悪い評価の少ない順では4位で、ポイント変化は-4.6です。11年度からはいずれもポイントが向上しています。

「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計



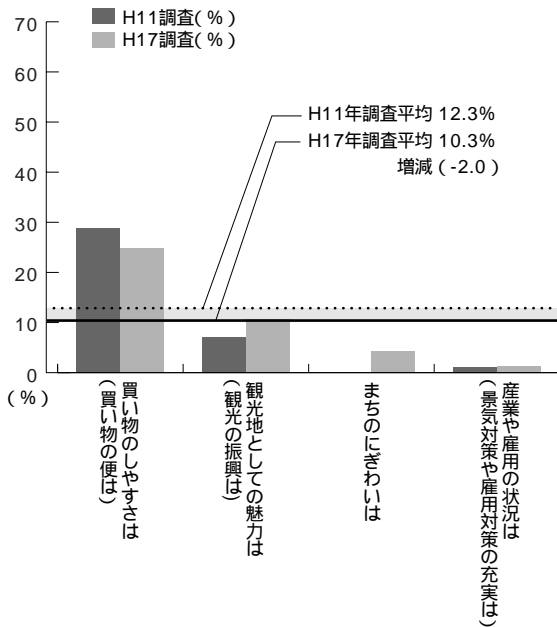
「悪い」「どちらかといえば悪い」の割合の合計



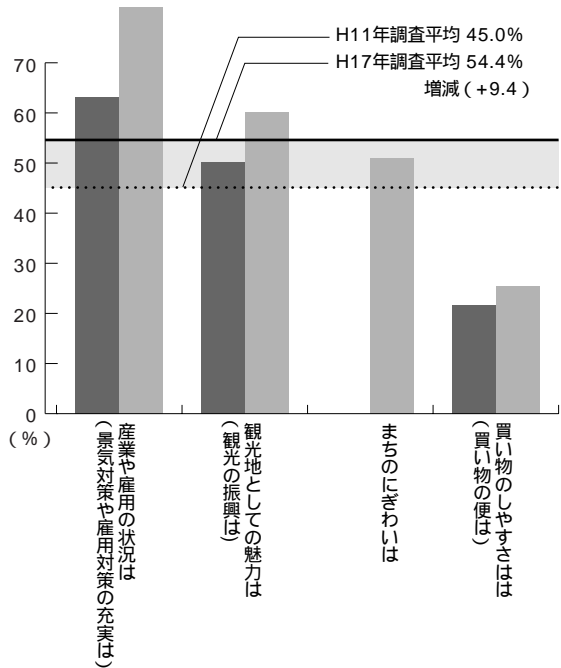
### イ 産業経済の分野について

よい評価は5位であり、悪い評価の少ない順でも5位で、ポイント変化はいずれも悪い方向へ動いています。

「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計



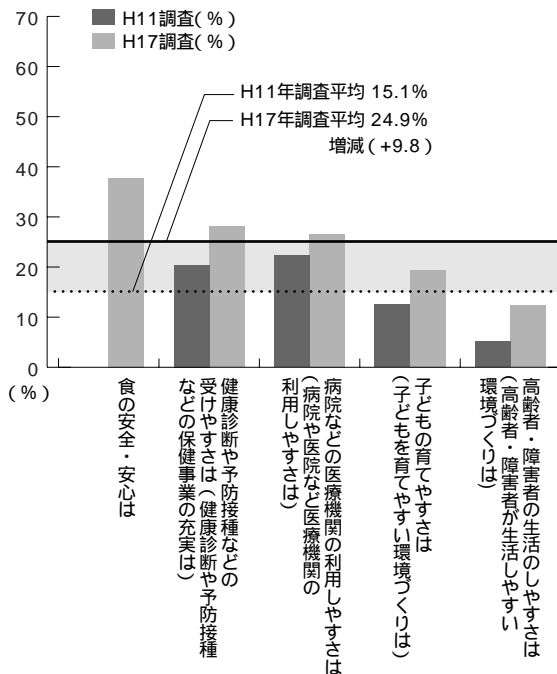
「悪い」「どちらかといえば悪い」の割合の合計



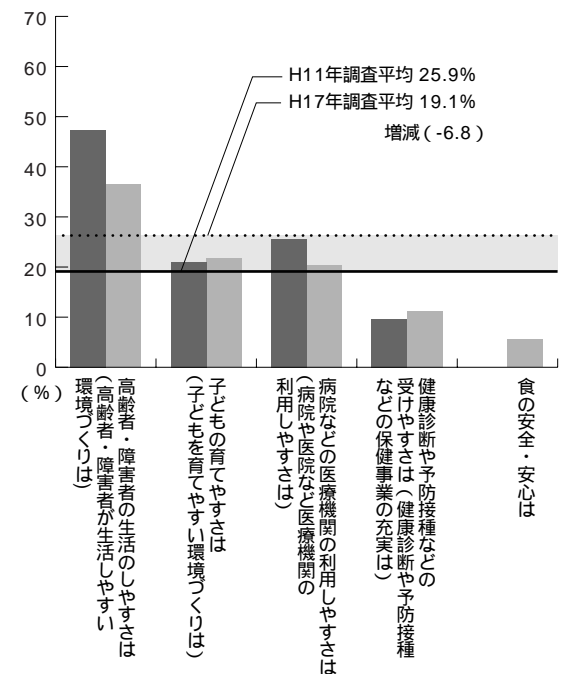
### ウ 福祉・保健・防災の分野について

よい評価は1位で、悪い評価の少ない順では2位であり、ポイント変化はいずれもよい方向へ動いています。

「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計



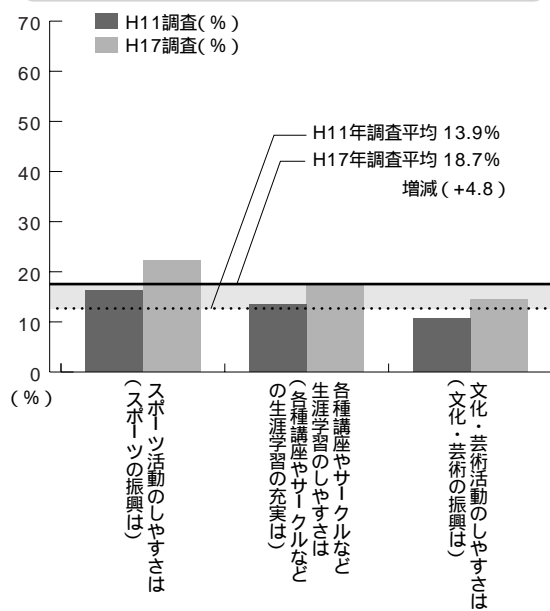
「悪い」「どちらかといえば悪い」の割合の合計



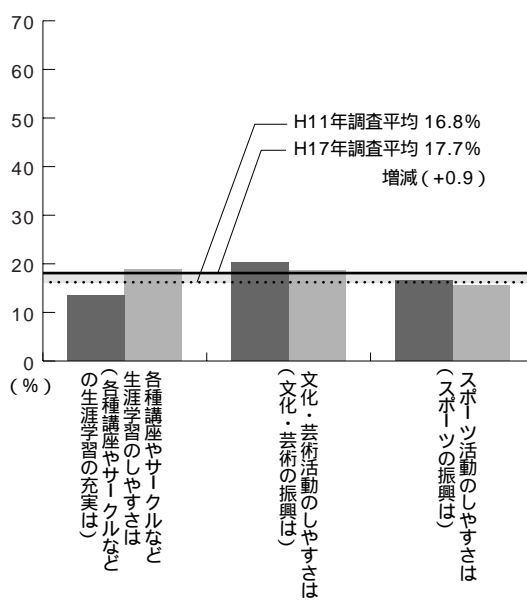
## エ 教育・文化の分野について

よい評価は3位で、ポイント変化は+4.8。悪い評価の少ない順では3位で、ポイント変化は+0.9であり、明確な傾向は見られません。

「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計



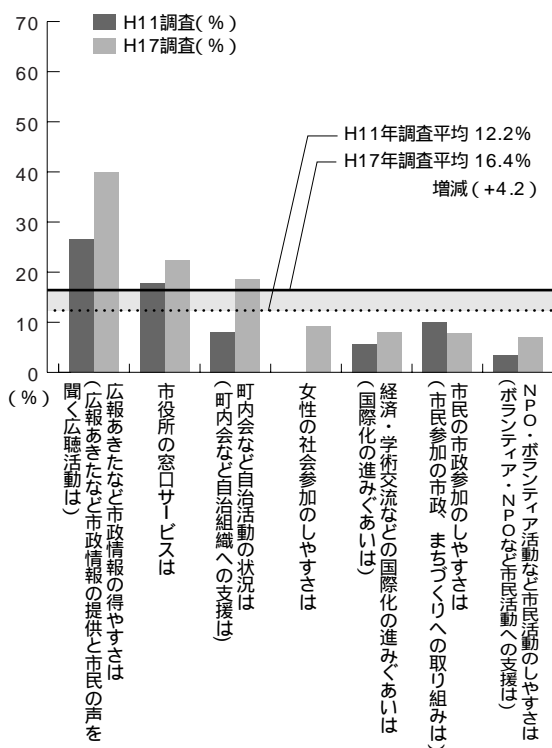
「悪い」「どちらかといえば悪い」の割合の合計



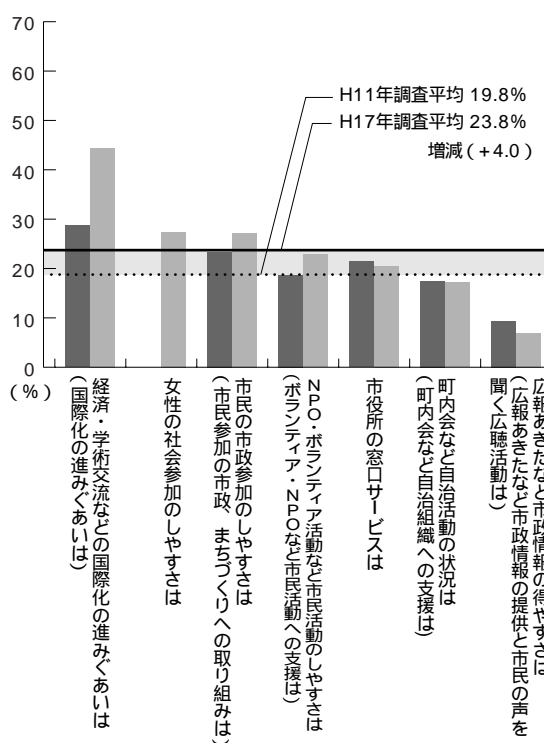
## オ 市民参加のまちづくりの分野について

よい評価は4位で、ポイント変化は+4.2。悪い評価の少ない順では1位で、ポイント変化は+4.0であり、明確な傾向は見られません。

「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計



「悪い」「どちらかといえば悪い」の割合の合計

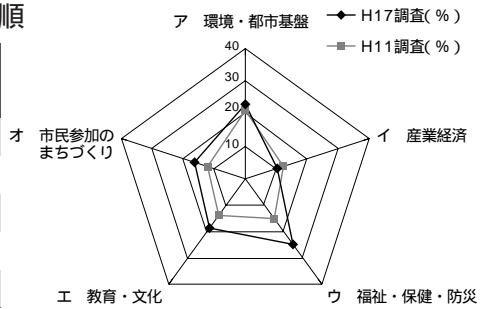


### (2) よいと評価された分野について

最も高い評価を得たのは福祉・保健・防災の分野で、11年度との比較においても+9.8とポイントの増加が大きくなっています。一方、最も評価が低かったのは産業経済の分野で、11年度との比較においても-2.0と、評価は前回は下回っています。

「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計が多い順

順位	施策分野	H17調査 (%)	H11調査 (%)	増減
1	ウ 福祉・保健・防災	24.9	15.1	+9.8
2	ア 環境・都市基盤	22.9	21.0	+1.9
3	エ 教育・文化	18.7	13.9	+4.8
4	オ 市民参加のまちづくり	16.4	12.2	+4.2
5	イ 産業経済	10.3	12.3	-2.0

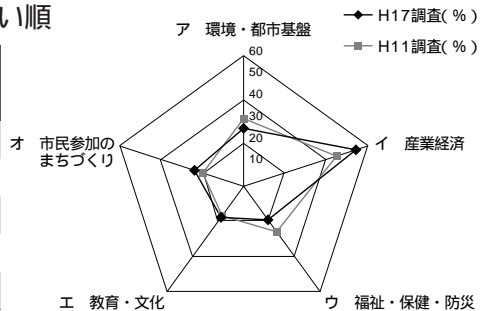


### (3) 悪いと評価された分野について

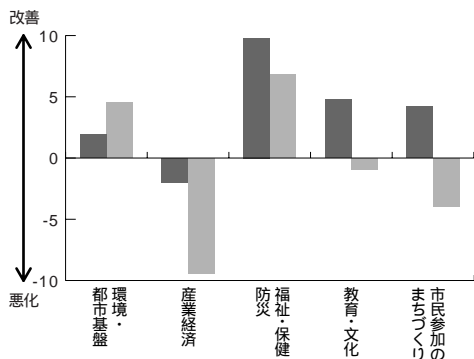
悪い評価が最も少なかったのは教育・文化の分野であり、次いで福祉・保健・防災の分野となっています。11年度との比較においては、教育・文化の分野は、悪い評価が+0.9と増えていますが、福祉・保健・防災の分野は、悪い評価が-6.8と減少しています。一方、悪い評価が最も多かったのは、産業経済の分野であり、11年度との比較においても悪い評価のポイントが+9.4と最も増えています。

「悪い」「どちらかといえば悪い」の割合の合計が少ない順

順位	施策分野	H17調査 (%)	H11調査 (%)	増減
1	エ 教育・文化	17.7	16.8	+0.9
2	ウ 福祉・保健・防災	19.1	25.9	-6.8
3	オ 市民参加のまちづくり	23.8	19.8	+4.0
4	ア 環境・都市基盤	26.7	31.2	-4.5
5	イ 産業経済	54.4	45.0	+9.4



#### H17調査における市民評価のH11調査からの増減



	ア環境・都市基盤	イ産業経済	ウ福祉・保健・防災	エ教育・文化	オ市民参加のまちづくり
よい・どちらかといえばよいの合計の増加ポイント	1.9	-2.0	9.8	4.8	4.2
悪い・どちらかといえば悪いの合計の減少ポイント	4.5	-9.4	6.8	-0.9	-4.0
合計	6.4	-11.4	16.6	3.9	0.2

## 2 総括結果の第11次秋田市総合計画への反映

施策分野ごとの評価では、福祉・保健・防災の分野の評価が高い一方で、産業経済の分野については最も評価が低くなっており、11年度調査との比較においても同様の傾向が認められます。

この結果を踏まえ、第11次総合計画においては、将来都市像の前提に「豊かな生活を支える雇用、所得を確保することができる産業経済の強化」を据えるとともに、分野別将来都市像の第一に「豊かで活力に満ちたまち」を設定し、産業経済の強化に向けた積極的な施策展開をはかることとしたものです。

### 参考

#### 第11次総合計画における5つの施策分野別での比較

以上の総括結果を、第11次総合計画における5つの分野に再整理し、結果を比較しました。

よい評価、悪い評価の両面からみた結果、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」の分野が最も評価が高く、11年度との比較においても評価は向上しています。一方、「豊かで活力に満ちたまち」の分野が最も評価が低く、11年度との比較においても評価は低下しています。

「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計が多い順

順位	施策分野	H17調査(%)	H11調査(%)	増減
1	緑あふれる環境を備えた快適なまち	27.1	21.0	+6.1
2	健康で安全安心に暮らせるまち	22.0	21.1	+0.9
3	人と文化をはぐくむ誇れるまち	16.1	11.9	+4.2
4	家族と地域が支えあう元気なまち	12.5	7.9	+4.6
5	豊かで活力に満ちたまち	10.3	12.3	-2.0

「悪い」「どちらかといえば悪い」の割合の合計が少ない順

順位	施策分野	H17調査(%)	H11調査(%)	増減
1	緑あふれる環境を備えた快適なまち	24.0	30.3	-6.3
2	人と文化をはぐくむ誇れるまち	24.4	19.8	+4.6
3	健康で安全安心に暮らせるまち	25.0	25.9	-0.9
4	家族と地域が支え合う元気なまち	25.5	25.6	-0.1
5	豊かで活力に満ちたまち	54.4	45.0	+9.4

# 3 策定経過

## 1 第11次秋田市総合計画策定の経緯

時期	主要事項	策定専門委員会	市議会	市民広聴	庁内委員会
平成17年 10～11月	秋田市しあわせづくり 市民意識調査実施				
平成18年 3月	秋田市しあわせづくり市民 意識調査報告書完成・公表				(3/22) 総合計画調整委員会 将来都市像設定のため の基礎資料作成開始
5月	将来都市像・施策体系 原案完成	(5/31) 策定専門委員会 第11次総合計画策定 について	(5/26) 市議会総務委員協議会 第11次総合計画策定 について		
8月	前提要因・ 基本構想原案完成	(8/2) 策定専門委員会 前提要因・基本構想 原案の提示	(8/24) 市議会総務委員協議会 前提要因・基本構想 原案の提示	(8/16) パブリックコメント開始 (8/25,26) 市民100人会への説明会 と意見募集 前提要因・基本構想原 案について	
9月		前提要因・基本構想原案への意見集約			
10月	前提要因・基本構想 原案の修正案作成	(10/26) 策定専門委員会 前提要因・基本構想原案 の修正案の提示、審議			
11月			(11/10) 市議会総務委員協議会 前提要因案、基本構想 案の報告		(11/2) 総合計画調整委員会 基本構想案の調整 (11/20) 行政審議委員会 基本構想案の審議
12月	期間計画素案完成  基本構想議決	期間計画素案の提示	期間計画素案の提示  (12/18) 市議会総務委員会 基本構想案の審議 (12/22) 市議会本会議 基本構想の議決	(12/5) パブリックコメント開始 (12/5) 市民100人会への 意見募集 期間計画素案について	
平成19年 1月	期間計画原案完成	期間計画素案への意見集約			(1/26) 総合計画調整委員会 期間計画原案の調整
2月	期間計画完成	(2/15) 策定専門委員会 期間計画原案の提示、 審議	(2/2) 市議会総務委員協議会 期間計画原案の提示		
3月	第11次総合計画刊行				



## 2 市民広聴の結果

本総合計画の策定にあたり、基本構想については平成18年8月16日～9月15日、期間計画については、18年12月16日～19年1月11日の期間でパブリックコメントと市民100人会による市民意見広聴を行いました。

質問項目、集計結果は次のとおりです。

### (1) 基本構想原案に関する市民意見集計結果

**問1** 「市民意識調査の結果は反映されているか」に対し、

項目	パブリックコメント		市民100人会	
	(人)	(%)	(人)	(%)
A 十分反映されている	0	0.0	12	11.5
B ある程度反映されている	3	37.5	63	60.6
C あまり反映されていない	1	12.5	14	13.5
D 全く反映されていない	2	25.0	2	1.9
E どちらともいえない	0	0.0	11	10.6
無回答	2	25.0	2	1.9
合計	8	100.0	104	100.0

**問2** 「将来都市像についてどのように感じたか」に対し、

項目	パブリックコメント		市民100人会	
	(人)	(%)	(人)	(%)
A 十分共有できる	0	0.0	18	17.3
B ある程度共有できる	4	50.0	72	69.2
C あまり共有できない	0	0.0	6	5.8
D 全く共有できない	2	25.0	1	1.0
E どちらともいえない	0	0.0	6	5.8
無回答	2	25.0	1	1.0
合計	8	100.0	104	100.0

**問3** 「しあわせは市民一人ひとりが自分自身で築き上げ、市はその環境整備をする」という考え方について、

項目	パブリックコメント		市民100人会	
	(人)	(%)	(人)	(%)
A 共感できる	2	25.0	43	41.3
B ある程度共感できる	1	12.5	51	49.0
C あまり共感できない	0	0.0	6	5.8
D 全く共感できない	2	25.0	0	0.0
E どちらともいえない	0	0.0	2	1.9
無回答	3	37.5	2	1.9
合計	8	100.0	104	100.0

## (2) 期間計画素案に対する市民意見集計結果

問1 「基本構想の内容を踏まえて必要十分な内容が適切に盛り込まれているか」に対し、

項目	パブリックコメント		市民100人会	
	(人)	(%)	(人)	(%)
A 適切に盛り込まれている	0	0.0	23	35.4
B ある程度は盛り込まれている	1	50.0	34	52.3
C あまり盛り込まれていない	1	50.0	2	3.1
D 適切に盛り込まれていない	0	0.0	1	1.5
E どちらともいえない	0	0.0	5	7.7
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	2	100.0	65	100.0

問2 「項目ごとに記載している市と市民の役割についてどのように感じたか」に対し、

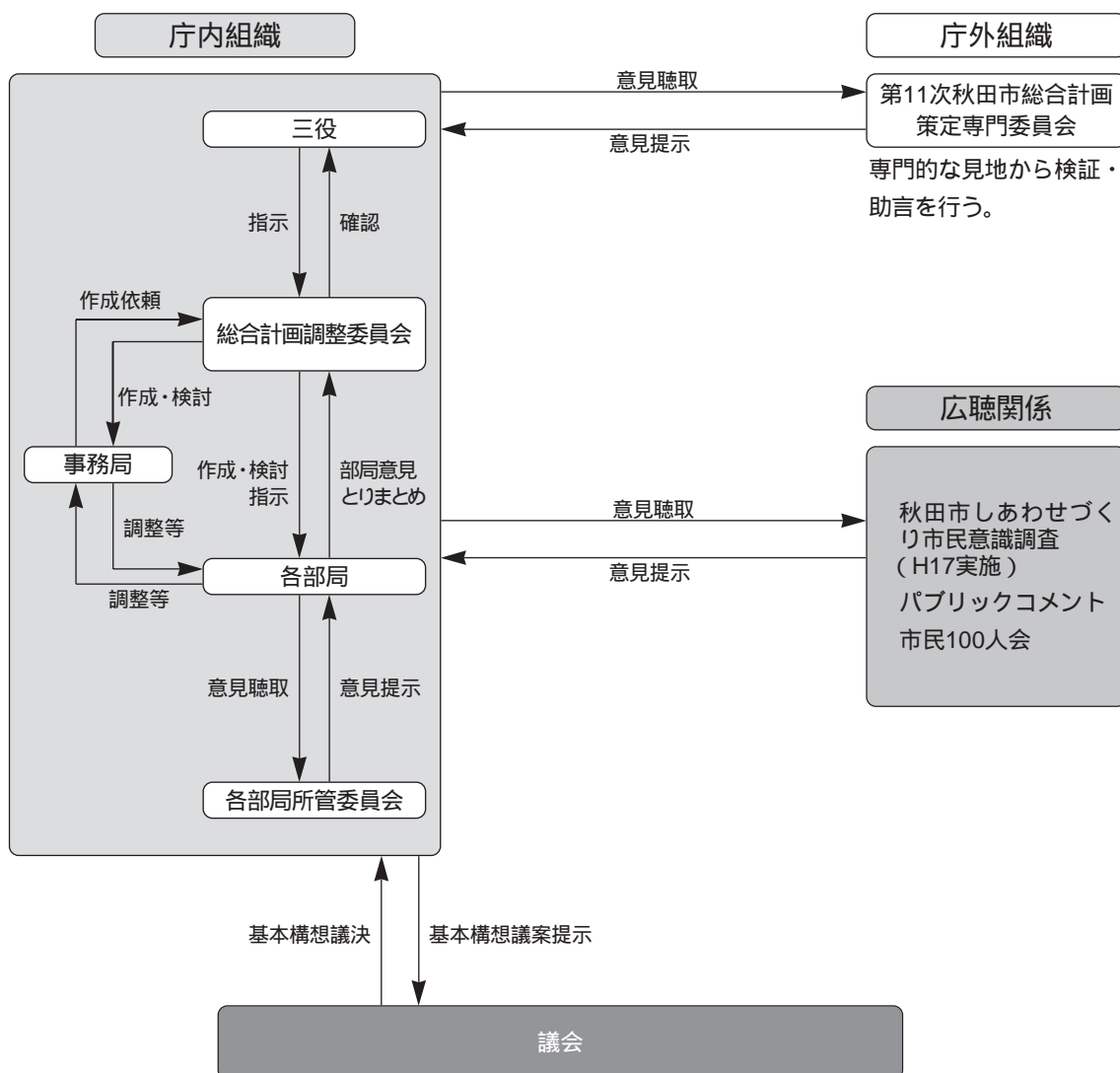
項目	パブリックコメント		市民100人会	
	(人)	(%)	(人)	(%)
A おおむね共感できる	0	0.0	27	41.5
B ある程度は共感できる	2	100.0	34	52.3
C あまり共感できない	0	0.0	2	3.1
D 全く共感できない	0	0.0	1	1.5
E どちらともいえない	0	0.0	1	1.5
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	2	100.0	65	100.0

問3 「文章表現や注釈の付け方についてどう感じたか」に対し、

項目	パブリックコメント		市民100人会	
	(人)	(%)	(人)	(%)
A おおむねわかりやすい	0	0.0	29	44.6
B ある程度わかりやすい	0	0.0	25	38.5
C あまりわかりやすいとはいえない	2	100.0	7	10.8
D わかりにくい	0	0.0	2	3.1
E どちらともいえない	0	0.0	2	3.1
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	2	100.0	65	100.0

# 4 策定体制

## 1 第11次秋田市総合計画策定体制



## 2 第11次秋田市総合計画策定専門委員会設置要綱

平成18年4月14日 市長決裁

## (設置)

第1条 第11次秋田市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、第11次秋田市総合計画策定専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 専門委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 総合計画策定に関わる調査、検証を行うこと。
- (2) 総合計画策定に関わる助言、提言を行うこと。
- (3) その他必要な事項に関すること。

## (委嘱)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の定数は15名以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

## (委員長等)

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 専門委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 4 委員長に事故ある場合においては、副委員長、または、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 専門委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

## (事務局)

第6条 専門委員会に事務局を置き、事務局員は、企画調整部企画調整課の職員をもって充てる。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則は省略

## 第11次秋田市総合計画策定専門委員会委員名簿

【50音順】

	氏名	役職
委員長	池村 好道	秋田大学副学長
副委員長	賢木 新悦	北東北広域連携推進協議会会長
委員	石沢 真貴	秋田大学教育文化学部政策科学講座助教授
	折田 仁典	秋田工業高等専門学校環境都市工学科教授
	木村 一裕	秋田大学工学資源学部土木環境工学科教授
	小西 知子	あきたNPOコアセンター理事長
	佐々木 久長	秋田大学医学部保健学科基礎看護学講座助教授
	佐藤 裕之	市民協働プロジェクト市民委員会委員長
	蒔田 明史	秋田県立大学生物資源科学部准教授
	松葉谷 温子	前秋田市助役
	森 和彦	秋田大学教育文化学部教育心理学講座教授
	渡部 毅	秋田経済法科大学法学科教授

## 3 秋田市行政審議委員会規程

昭和40年6月25日 訓令 第11号

## (設置)

第1条 市行政の効率的な運営を図るため、秋田市行政審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 重要又は新たな施策に関すること。
- (2) 地域開発に関すること。
- (3) 行政上の機構および組織ならびにこれらの運営に関すること。
- (4) その他市長が特に命じた事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 飯塚助役

副委員長 大山助役

委員 収入役、教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、地域振興局長、国体局長、市勢活性化推進本部長、安全安心対策推進本部長、収入役室長、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、上下水道事業管理者および消防長

3 委員会に臨時委員を置くことができる。

## (委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

## (幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、幹事は、企画調整部次長、企画調整課長および企画調整課長補佐の職にあるものをもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

## (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則は省略

## 4 秋田市総合計画調整委員会設置要綱

平成13年8月29日企画調整部長決裁

## (設置)

第1条 第10次秋田市総合計画（以下「総合計画」という。）の円滑な実施に資するため、秋田市総合計画調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 総合計画の進行管理に関すること。
- (2) 社会情勢の変化に対応した、計画内容の調整に関すること。
- (3) 次期総合計画の策定に関すること。
- (4) その他必要な事項の調整に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員会の構成は、別表1のとおりとする。ただし、次長が複数の部局では、当該部局長が指名する次長をもって委員とする。
- 3 委員会に臨時委員を置くことができる。

## (委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

## (部会)

第6条 特定政策事項等について調整するため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、部会長、部会長代理および部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。部会長に事故あるときは、部会長代理がその職務を代理する。
- 4 部会の名称および構成は、別表2のとおりとする。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画調整部企画調整課に置く。

- 2 部会の事務局は、部会長が指定する課所室に置く。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則は省略

別表1 (第3条関係)

委員長	飯塚助役				
副委員長	大山助役	企画調整部長			
委員	総務部次長	企画調整部次長	財政部次長	市民生活部次長	
	福祉保健部次長	保健所次長	環境部次長	商工部次長	農林部次長
	建設部次長	都市整備部次長	地域振興局次長	国体局次長	
	市勢活性化推進本部副本部長		安全安心対策推進本部副本部長		
	秋田公立美術工芸短期大学事務局次長		市立秋田総合病院事務局次長		
	収入役室副理事	教育委員会教育次長	消防本部次長	上下水道局次長	

別表2 (第6条関係)

部会名称	部会調整事項	部会長	部会長代理	部会員
公共施設複合化検討部会	各種公共施設のあり方の見直しおよび施設複合化を前提とした全市的なバランスと地域特性を考慮した公共施設の再配置に関すること。	企画調整部次長	教育委員会教育次長	総務部次長 財政部次長 市民生活部次長 福祉保健部次長 農林部次長 都市整備部次長 地域振興局次長 消防本部次長
行政評価検討部会	行政評価システムの検討に関すること。	総務部次長	財政部次長	企画調整部次長 都市整備部次長 消防本部次長
引継ぎ公共施設検討部会	市町合併に伴って市財産となった公共施設の今後のあり方に関すること。	企画調整部次長	地域振興局次長	財政部次長 市民生活部次長 福祉保健部次長 商工部次長 農林部次長 都市整備部次長 収入役室副理事 教育委員会教育次長 消防本部次長

5 事務局

企画調整部長	木内鑛生
企画調整部次長	石谷雄一
企画調整部企画調整課長	高橋善健
企画調整部企画調整課長補佐	山田裕之
企画調整部企画調整課主席主査	荻原信彦 納谷信広
企画調整部企画調整課主査	尾形浩子 奈良年洋 藤原健一 栗林律人
企画調整部企画調整課主事	菊地 真 松橋良子 戸堀敏孝 藤原 守 山上利香子 伊藤 健